

業務委託仕様書

1 件名

産業交流展 2016「公社総合展示ゾーン」ブースに係る業務委託

2 出展目的・コンセプト

公社は東京都の中小企業支援機関として様々な支援策、事業を展開しており、東京都の政策目標や公社の展開事業をPRする場として、毎年産業交流展へ出展を続けている。

今年度の出展においては、単なる事業紹介にとどまらず公社事業を活用する18社の支援企業に対して取組成果を発表する場を提供するとともに、各社の商談を活発に促進することをおし、公社事業のPRにもつなげていくことを目的とする。

なお、出展企業の多くは展示会出展に慣れていない企業が中心である。そのような企業が出展しやすくかつバイヤー等の目に留まり商談に結び付くよう、「来場者がゾーン全体を見て回りやすく、また個々の企業に足を留めたい仕掛け」があるブース設営やゾーン全体の回遊性を確保することに加え、公社ゾーンとしての一体感が演出されたブース設営をテーマ（目標）としている。

3 業務内容

3-1 小間装飾

産業交流展 2016「公社総合展示ゾーン」（9m²×14小間・W約21m×D約6m）に下記を設置すること。

（1）企業展示スペース 12社分

企業展示スペースは、出展企業12社を4つのカテゴリ（創業・成長分野参入・販路開拓・知財活用）に分類している。各カテゴリの分類がわかるような装飾とすること。また、各社ごとに下記の備品を用意すること。

- ・社名版（社名及び展示製品名、キャッチフレーズを記載）
- ・システム展示台（W990mm～1200mm×D700mm×H900mm 手前引き戸付）
- ・システムパネルなどパネルを掲示できる壁面となるもの（W1200mm～1500mm）
- ・A1サイズのパネル（素材は公社より提供する。デザイン及びパネル製作は受託業者が行うこと）
- ・卓上カタログラック（3種程度のA4チラシが置けるもの）
- ・名刺受
- ・照明（40W蛍光灯またはスポットライト×2）

- ・電源（100V 2口コンセント×1）

- ・イス2脚

(2) 事業化チャレンジ道場コーナー 6社分

- ・仕様については、『別紙1：産業交流展2016_事業化チャレンジ道場コーナー_仕様』を参照

(3) 知的財産相談コーナー

- ・仕様については、『別紙2：産業交流展2016_知的財産相談コーナー_仕様』を参照

(4) 公社事務局スペース

- ・通路に面した場所に40インチモニター（要：音響機能）を設置できるようにすること。

- ・上記モニターその他のための電源（100V 2口コンセント×2）を確保すること。

- ・リーフレット等（最大50種類）を配架できるようにすること。

- ・事業紹介のパネル（B1サイズ・カラー：東京都の政策目標や公社が展開する事業紹介）を5種類（5枚）設置できるようにすること。なお、事業紹介パネルは印刷もあわせて行うこと（データは公社より提供する）。

※リーフレット及びパネル設置は、企業展示ブースのシステムパネル裏面を利用して構わない。

(5) 商談セット

- ・机1と椅子4のセットを3か所以上に設置すること。

- ・寛げるよう植栽を2か所以上設置すること。

(6) 共用ストックヤード

2.0m×2.0m程度を確保すること。またシステムラックを2台設置すること。

3-2 上部装飾（看板設置）

当該スペースが公社総合展示ゾーンであることが、「遠くからでも目立ち、認知させる」上部装飾を作成・設置すること。上部装飾には「公社社名ロゴ」、「ロゴマーク（2種類）」、「&TOKYOロゴ」を使用すること。

なお、上記装飾については公社ゾーン（東5ホール）の小間位置を考慮したうえで、出入口からの導線上見え易い装飾とすること。

3-3 パンフレット制作

当日、来場者に配布するパンフレット（公社総合展示ゾーン内の小間割や出展企業情報を掲載するもの。出展企業の情報は3-1に記載したA1サイズのパネル用に収集した原稿をベースとする。）を作成すること。

【仕様：カラー、A3 二つ折り、コート紙73kg以上（再生紙配合が望ましい）、2,000部】

3-4 展示品運搬

公社ブースの展示物（オリジナル什器2種、パンフレット等）の荷物運搬（会場⇄公社の往復）。

3-5 設営及び撤去業務

上記3-1、3-2の設営および撤去業務。設営には、配電、照明、看板、床カーペット（色：グリーン系）等の装飾全般を含む。（電気工事費は含まず）

4 履行場所

東京都江東区有明3-21-1 東京ビッグサイト 東5ホール

公社総合展示ゾーン 小間番号：公-1

※産業交流展全体レイアウトは指名通知時に配布します。

5 契約期間

本契約締結の日から、平成28年11月2日（水）まで

- ・設営日：平成28年10月30日（日）
- ・会 期：平成28年10月31日（月）～11月2日（水）
- ・撤去日：平成28年11月 2日（水）

6 ブース面積

1小間：2,970mm×2,970mm＝約9㎡ 総面積：約9㎡×14小間（2×7列）

7 装飾・レイアウトの考え方

- （1）14小間全体を「公社総合展示ゾーン」と認識される装飾をすること。
- （2）指定がない限り、各スペースの間に仕切り等は設けず見通しを良くすること。
- （3）一体感及び回遊性がでるブースづくり及びレイアウトとすること。
- （4）グリーンをテーマにしつつ各サインやロゴと調和する装飾とすること。
- （5）企業展示スペースや公社事務局スペースの位置関係、規模については特段の指定はない。公社ゾーン全体の一体感・回遊性を意識したレイアウトとすること。

※なお、事業化チャレンジ道場コーナー、知的財産相談コーナーのゾーン全体における配置については、公社ゾーンの一体感・回遊性が高まるように配置すること。また、レイアウトについては、別紙1・2の各図を踏まえつつ、より一体感・回遊性が増す仕掛けや工夫が可能であれば提案すること。

8 所有権等

完成した図面及びパネル等のデータは委託者が指定したファイル形式（イラストレータ形式、PDF形式等）でDVD等の記録メディアに保存し、委託者に納品すること。

完成したコンテンツに関する著作権法第 27 条、28 条に定める権利を含むすべての著作権は委託者に譲渡すること。受託者は委託者等に対し著作人格権の行使をしないものとする。また、所有権等、一切の権利は委託者に帰属するものとする。

9 搬入出車両証

当公社が主催者へ次の4枚（4台分）を申込み、提供する。

- (1) 乗用車・バン用・・・2枚
- (2) 2t～10t車・・・2枚

10 提案書類

(1) 提案書

- ① ブース提案に対する考え方（提案のポイント）
- ② ブースレイアウト図 及び ブースイメージ（各社1案のみ提出）（平面図及び立面図）

(2) 見積書及び見積内訳（税込、各業務に係る明細を記載すること）

※見積金額は 4,212,000円（税込）以内で提案すること。

ご提案いただいた価格及び内容に基づき審査させていただき、決定いたします。

※ 提案書の作成要領

- ・ 提案書（自由様式）は原則A4判とする。ただしレイアウト図及びブースイメージはその限りではない。
- ・ 提出部数は正本1部、副本7部（指定の表紙使用）を用意すること。

提案書副本には指定の表紙を使用し、提案内容についても会社名がわからないように作成すること。

会社名がわかる場合、失格となる場合がある。提案額も社名を伏せて提案書に記載すること。

※応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却致しません。

11 支払方法

業務完了確認後、適法な請求書が提出された日から30日以内に、受託者が指定する金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

1 2 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

（1）公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、
契約相手方の名称、契約金額

（2）公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨に同意できない場合は、契約締結後14日以内に、文書にてその旨を申し出ることができる。

1 3 暴力団等排除に関する特約条項

別紙に定めるところによる。

1 4 その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務の履行にあたり疑義が生じた場合については、下記15記載の担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

1 5 問合せ先

（公財）東京都中小企業振興公社 企画課 梶山・中野

〒101-0025 千代田区神田佐久間町 1-9

電話：03-3251-7897

別紙 1

産業交流展 2016 事業化チャレンジ道場コーナー 仕様

- (1) 通路側正面を除く 3 面に壁を造作すること。ただし、1 面については他のブースに行き来できるよう通路を設けること。

※レイアウト等は「事業化チャレンジ道場ブース案」を参考としつつ、より良い案がある場合は提案すること。

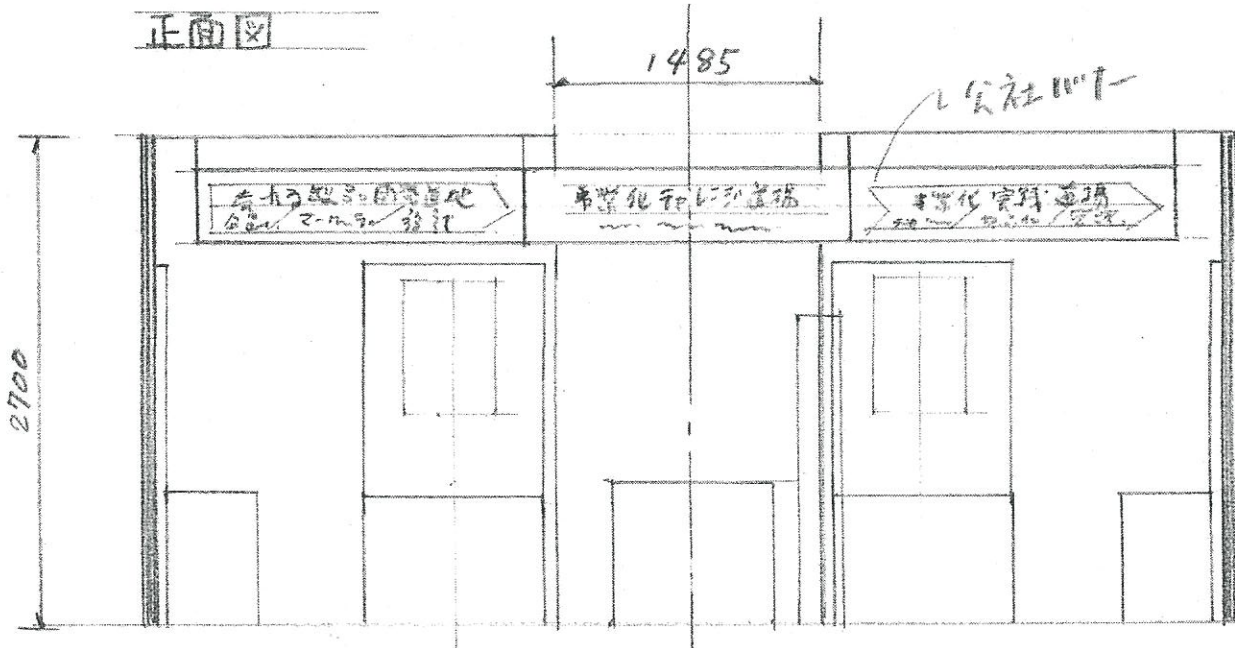
※既存のバナーを上部取付、壁又は L 字壁にて橋渡し
(バナー自体は昨年度のものを再使用)

- (2) あわせて下記の備品を用意すること。

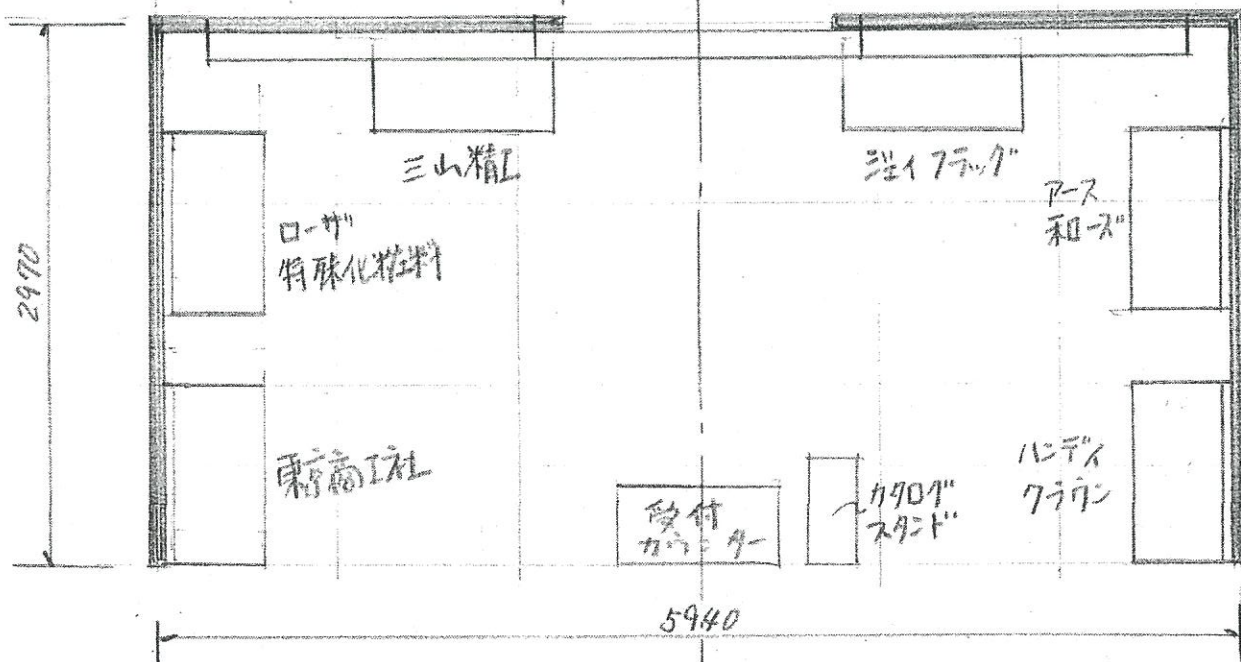
- ・ システム展示台 (W990mm×D700mm×H720mm~900mm) 6 台
(背面パネル取付け板またはパネルを壁から吊り下げ)
※展示台下部は観音開きで各企業の備品が収納できるように
- ・ 照明 6 個 (LED スポットライトが望ましい)
- ・ A 1 サイズのパネル 6 枚
(素材は公社より提供する。デザイン及びパネル製作は受託業者が行うこと)
- ・ 受付カウンター、カタログスタンド 各 1 個

産業交流展2016
事業化とレゾ道場 72入案

正面図



平面図



別紙2

産業交流展2016 知的財産相談コーナー 仕様

■仕様要望

レイアウトについては、知的財産相談コーナー レイアウト案を参考としつつ、より良い案があれば提案すること。

- ①知財相談ブースを設ける。(PCを設置し、インターネットでJ-PlatPat検索が体験できるコーナー)
 - ・ブース内は、長机×1 イス×4を設置すること。
 - ・ノートPC(持ち込み)と無線LAN装置(持ち込み)用の電源2口を設けること。
 - ・ブース内は、通路側以外の3面については、低いパテーション(H1500mmほど)を立てること。
 - ※ただし隣接する壁が高い場合はその限りではない。
- ②来場者が知財センターの相談ブースを認識できる表示(看板等を設置すること)
- ③知財センター事業案内(タペストリー 1枚)、ポスター(A1版)が掲示できるスペース。
- ④マニュアル(8～10種類)が閲覧でき、持ち帰りができるコーナーの設置。
カウンターに平置きで資料を並べる。(資料をストックできるよう下にスペースを設けること)
- ⑤知財関係の資料を自由に持ち帰ることができるA4カタログスタンド
資料数: MAX18種類

<参考>

- ・タペストリー 60cm×76cm 上部にフック2個有
- ・マニュアル、資料 A4版

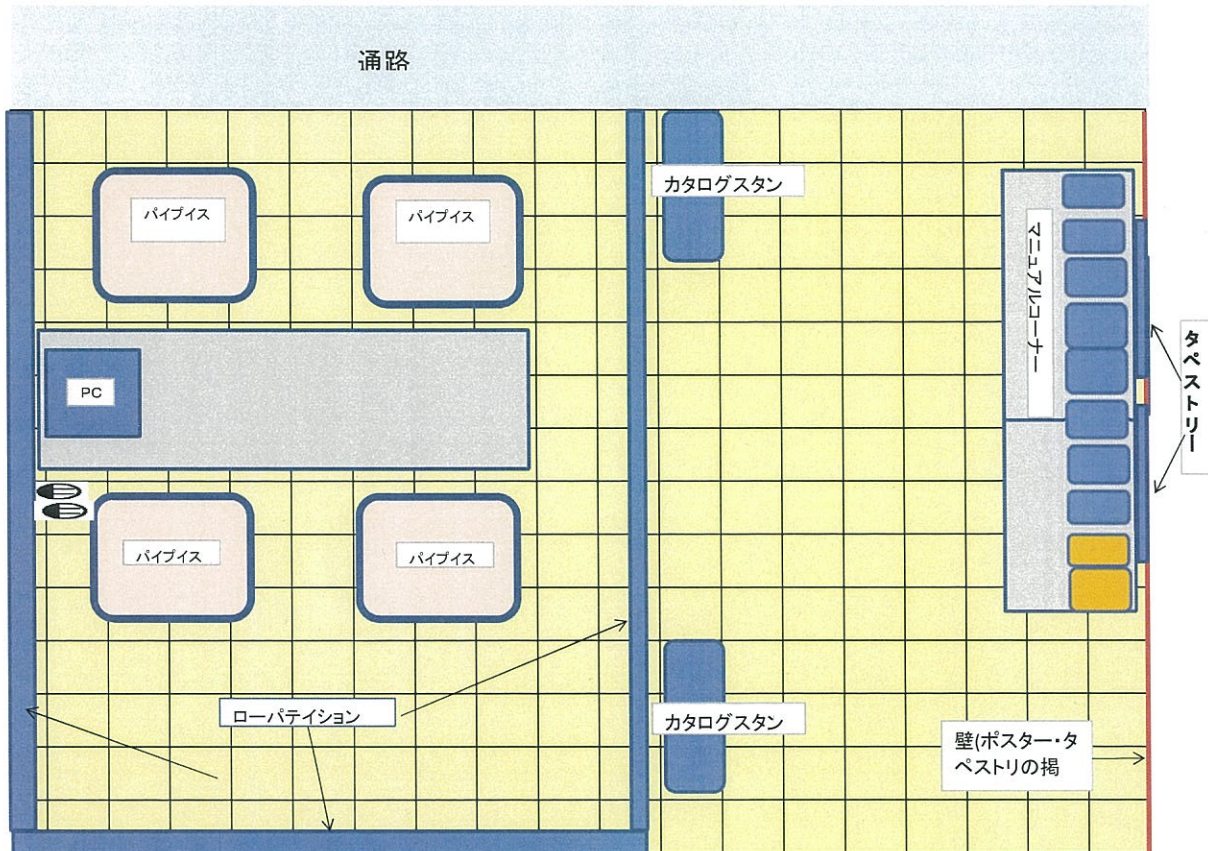
知的財産相談コーナー レイアウト案

■知的財産相談コーナーでの対応

- ①知財相談コーナーで簡単な知財相談を受ける。J-PlatPat検索が体験できる。
具体的な相談は知財センターに来所を勧める。相談内容を相談カードに記入する。
- ②マニュアル展示コーナーでマニュアルを見ていただき、必要であれば、持ち帰っていただく。
- ③事業案内・シンポジウムチラシは積極的に配布する。

レイアウト案

■平面図



暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。